

○新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

ご利用 いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方 (1)最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 (2)業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合は、最近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 ① 過去3カ月(最近1カ月を含みます。)の平均売上高 ② 令和元年12月の売上高 ③ 令和元年10月から12月の平均売上高		
お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金		
融資限度額 (いずれも別枠)	国民生活事業	6,000万円	
	中小企業事業	3億円	
ご返済期間 (うち据置期間)	設備資金 20年以内(5年以内) 運転資金 15年以内(5年以内)		
利率(年) (注1)	国民生活事業	3,000万円以内の部分 (注2)	当初3年間:基準利率-0.9% 3年経過後:基準利率
		3,000万円を超える部分	基準利率
	中小企業事業	1億円以内の部分 (注2)	当初3年間:基準利率-0.9% 3年経過後:基準利率
		1億円を超える部分	基準利率
担保	無担保		

(注1) 基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率(融資期間に応じた所定の利率)が適用されます。主な貸付利率は日本公庫HPをご覧ください。

(注2) 一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給が実施され、当初3年間が実質無利子となる予定です。

○マル経融資(小規模事業者経営改善資金)および生活衛生改善貸付の拡充の概要(国民生活事業)

	通常部分	拡充部分
融資対象者	【マル経融資(小規模事業者経営改善資金)】 商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方 【生活衛生改善貸付】 生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方	左記に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により直近1カ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方
お使いみち	設備資金および運転資金	
融資限度額	2,000万円	別枠1,000万円
ご返済期間 (うち据置期間)	設備資金 10年以内(2年以内) 運転資金 7年以内(1年以内)	設備資金 10年以内(4年以内) 運転資金 7年以内(3年以内)
利率(年)	特別利率F	当初3年間:特別利率F-0.9% 3年経過後:特別利率F